

パリ大審裁判所は2010年9月22日の判決で、笹川日仏財団のキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネを相手取った名誉毀損裁判で、笹川日仏財団の訴えをすべて棄却した。

この裁判の理由と争点をふりかえる

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”は、同財団が主たるスポンサーとなり、複数の外務省員が発言することとなっていた催しの寸前の2008年12月16日に、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネが政治家・知識人・大学関係者に配布した二つの文書により、公に名誉を毀損されたと訴えた。

この二つの文書の目的は、笹川良一という日本では周知の戦犯の名を冠する団体がスポンサーとなっており、フランス共和国がそのようなパートナーと名を連ねるというリスクにさらされることが極めて遺憾であると世論と政府に警告することであった。財団はこの二つの文書がその名誉と評判を傷つけるものであると訴えた。

問題とされた二文書のうちの一つは、疑いを入れない歴史的事実に基づいてこの人物の過去の活動を詳細に述べる、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネとフリップ・ペルチェが連名で書いた覚書であり、催しのテーマである日仏友好関係を、日本史の最も暗いページを髣髴させる名前の印の下に祝うべきではなく、仏政府が、仏外務省の複数のメンバーの会議参加を通じて、このような過去を是認するかのごとくに見られることはあってはならないことを明確にするものであった。

財団が掲げる名称を理由として、財団はキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネを訴えることを決め、折りしも政治学院の校舎内で開催されていた『記憶、歴史文書と民主主義』というテーマのシンポジウムの会場に公務執行吏を遣わせてキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネに裁判呼出状を渡した。

呼出状で財団は、「財団はA級戦犯笹川良一の名を冠している」とう記述を始め5つの文言を訴えの対象としている。

「A級戦犯の名を冠している」ことは、誰であろうとその者の名誉と評判を傷つけるものである。これは議論の余地の無いことであり、それこそ覚書の共同執筆者が公に知らしめたかった点であった。これはまた、パリ大審裁判所の2010年9月22日の判決で判事達が裁いた点である。

この文言はたしかに“FONDATION FRANCO-JAPONAISE SASAKAWA”（笹川日仏財団）を名指しで（誤った、しかし通常使われている呼称）「A級戦犯の名を冠している」と述べ、これは証明可能な明確な事実であり、この名は一つの選択の結果でしかありえず、それは財団がこのように形容された同人の行為を糾弾しないことを少なくとも示唆するものとなるから、財団の名誉あるいは評判を傷つける。

これこそ、二人の執筆者が主張していた点であった。

財団は2010年9月22日にそのウェブサイトに乗せたコミュニケで、判決文のこの部分のみを抜粋して、裁判所は訴えの対象となった文言が名誉を毀損すると判定したと書き、自己に有利に運ぼうとした。

このコミュニケで同財団は以下のように述べている：

裁判所は、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネ女史が財団について述べた五つの文言、当財団が訴えた五つの文言のうちの一つについて、名誉を毀損するものである、また他の二つの文言については、

財団の名誉を毀損するというには、文言が財団を対象としたものであるかが十分明確ではないと判断した。

裁判所はキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネ女史の善意を認めたが、彼女が財団に向けた非難は名誉を毀損すると明確に認めたのである。この裁判を起こすにあたって、その活動と運営の真実を再確認させることが財団の目的であったが、我々はその結論を喜ぶものである。

我々はこの裁判沙汰を耐えしのぎ、遺憾とするものであるが、この体験を経て「日仏文化友好関係を発展させる」公益事業の任務を継続するという決意をさらに強化するに至った。

財団はこの『裁判沙汰』を耐えしのぐ被害者であり、それを遺憾とすると書いているが、裁判を起こしたのは財団である。

この裁判の結果を喜ぶと書いているが、財団は敗訴し、加えて訴訟費用の負担と弁護士代として5000ユーロを支払うことを命ぜられたのである。

上のような判決文を全く曲げた、手品のようなすり替えは容認できるものではない。

ここで明記しておきたいことは、1881年7月21日の法律により、名誉毀損は、「ある人物あるいは団体の名誉・評判を傷つけるような事実をその者に関することとして非難すること」と定義し、名誉を毀損する事実関係は当然悪意をもって提示されるとしていることである。

悪意は名誉毀損罪成立において不可欠な要素である。

キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは今回の裁判で、善意の証明を主眼として抗弁した。

報道の自由関係の軽罪に関して、判例は善意を明確に定義している。以下の四つの基準を必ず満たすことが善意の前提とされている。

- 個人的敵意が無い。
- 追求する目標が正当である。
- 真剣な調査
- 慎重な表現。

財団はこの四つの基準がいずれもキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネには当てはまらないと主張していた。

裁判所の判断はどうであっただろうか？

原告は本件では、善意の4つの基準のいずれも満たさないと、誤った主張をしている。

アジアを専門とする国際関係主任研究員が、他の人々とともに、日仏修交150周年を記念するシンポジウムの参加者や外務省・有識者・メディアに対し、シンポジウムの主たる出資者が、日本の歴史上異論の多い人物の名を冠した財団であることに注意を喚起し、またフランスでは一般にあまり知られていない当該財団・人物についての情報を提供したことは、正当である。被告はこれに関して、日本の財団は笹川という名を使うことをやめ、創立者への所属が示唆されないようにしたと、いみじくも指摘している。

さらに、被告が原告に対して個人的な敵意をもち、訴えの対象となった文言を書いたと証明する要素は皆無である。

調査の厳格性は、表現の慎重さとあわせて吟味されるが、これについては、名誉毀損があると判断される文言の内、主要な二つを個別に検討する必要がある。

A級戦犯でしかも暴力団につながりがある人物の名を冠するとの非難については、原告はキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネに対し、リヨン第2大学の現代史学教授クリスチアン・アンリオの研究に言及しておらず、情報源が不十分であること、そして笹川良一はA級戦犯として有罪判決をうけたことはなく、平和に対する罪の容疑で逮捕され釈放された（これに意義が唱えられているのではない）のだから、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネが誤った主張をしと訴えた。

キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは、2008年12月16日付けの電子メールに添付された覚書は、以下のような経歴を伝える数多くの文献に基づいて書かれたと主張。

- ・ 1930年代初頭に笹川良一は、拡張政策と満州侵略を掲げて活発な国粋運動を展開する極右翼のグループを設立した。
- ・ 1942年に国粋主義と軍国主義をかかげて衆議院選挙に当選した。
- ・ 1945年に米国当局により、日本の侵略政策立役者の一人として逮捕され、『平和に対する大罪と陰謀』の廉で『A級戦犯』として起訴され、巣鴨刑務所に拘置され、三年後に米国の政策が変わったため、裁判なしに釈放された。
- ・ 笹川は、特に日本のマフィアの支援を受けて、大資産を作り、極右翼の運動に活発に関り、資産の一部を投じて慈善・メセナ事業の財団を作った。

キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは特に、クリスチアン・アンリオの論文に関し、同氏は、訴訟の対象となった覚書の共著者であり日本の専門家である地理学者フリップ・ペルチエと、あるシンポジウムで対立したとを指摘して、論文に質に論駁した。

これについては、裁判所は歴史論争で黒白を決めたり、現代の政治や歴史について原告・被告が提示する事項の真実性について判断するものではなく、名誉を毀損する文章の著者がそのように表現するに当たって十分な資料を手にしていただろうかのみを吟味することを、ここに確認する。

従って提出された資料全てについての詳細にわたる検討はしないにしても、被告の弁護に法廷に提出された資料から以下が特記される。

- ・ 笹川良一は1945年12月11日に「戦犯」として逮捕され、同年12月4日付けの起訴状には「戦前の最も活発なファシスト組織者の一人」で、「東亜拡張政策の強力な運動家であった」、「侵略・国粋主義・反米感情の推進運動における指導的な役割、そして現在、民主主義を阻害する組織で活発であることから、逮捕する必要がある」と書かれている（被告側から提出された仏訳文 - 資料番号59、訳文に異議は出されなかった）。
- ・ 1946年1月19日の規約は「個人としてあるいは組織の一員として、平和に対する大罪を含む罪を問われた大東亜戦争の戦犯を裁判し刑罰を科する権限が裁判所にある」と規定している（資料番号71）。
- ・ この類別は1945年8月8日のロンドン合意に倣ったもので、その第6条には、平和に対する大罪（A級：侵略戦争の指揮・準備・開始あるいは継続）、戦争に対する大罪、人道に対する

大罪の区別がある。ただし原告はその最終結論で、この文書に定義された『平和に対する大罪』の Kategorie を示す一般の呼称として「A 級戦犯」が使われるようになったと指摘し、それは多数の資料からも見て取れる。

- 笹川に対する起訴は1947年6月4日の SCAP (連合軍最高司令部) 報告書 (資料番号60) で取り下げられていない (「彼は20年以上にわたって軍事侵略政策, 排外政策を支持した」)。
- マッカーサー将軍の1947年10月28日のノートには、彼について「日本における全体主義・侵略政策の発展において、軍部外では最も罪状の甚だしい人物の一人」と記し、「彼は A 級戦犯容疑者として拘留され、東京国際軍事裁判所で裁かれるべきである」と勧告している。
- いくつもの書物・記事に、彼は戦犯として投獄された、暴力団と結びつきがあると書いてある。

本件の歴史に関する論争において、被告側から論拠として提出された資料全体を考慮にいれると、問題の文言の著者達は、「A 級戦犯の名」と書くに十分な資料を持っており、また、彼らは笹川がこの廉で有罪判決を受けたとは決して書いていないこと、またこの表現は「平和に対する大罪」と同格であり、この人物は通常このように形容されていることが特記される。著者達はまた、暴力団との関係について比喩的に述べたオーギュスタン・ベルクの文章を、鍵カッコをつけて、従って十分な慎重さを持って、引用することできた。

そして裁判所はどう結論したのであるか？

以上の結果として、表現の自由を合法的に使った被告には、善意を認めることができ、**この件では名誉毀損の性格は認められない。**

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” の請求はすべて棄却されるべきである。

従って“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” が、コミュニケで「キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネの文言は名誉を毀損すると判断された」と公言するのは欺瞞である。このコミュニケは、フランス2テレビ局の元専務理事、AFP の元会長、プブリシス・コンサルティングのもと会長であったエリック・ジュリーが経営する『危機コミュニケーション』を専門とする広告会社を通じて、今日、全ての報道機関 (パリ政治研究学院研究者のレターボックスにまで!) に配信された。

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” は、裁判所の決定の結果を何とか最小限に食い止めようと試みている。これが笹川良一の名誉を回復する目論見に歯止めをかけることになるからである。

財団はこの裁判の結果を「コントロール」し特定の方向に導こうと躍起に努力しているが、笹川という人物の名誉を守り・支え、その過去と経歴を正当化しようとし続ける意向であることを示している。

そのためキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは返答の権利を行使し、“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” のサイトに以下のコミュニケの掲載を要求することを決

めた。

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” の 2010年9月22日のコミュニケ
に対するキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネの回答

**“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” は名誉毀損裁判においてその請求全て
を棄却された。**

**2010年9月22日の判決でパリ大審裁判所は、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネには名誉毀損を成
立させる要件はまったくないと判決した。**

FFJDS は、自身が耐え忍んだ遺憾な『裁判事件』の結論を喜ぶと書いている。しかし財団こそ、A 級
戦犯の名を冠している等と公に発言したとしてキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネを相手取った名誉毀損
裁判を起こした側であることを忘れている。

逆説的であるが、“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” は自分が敗訴した裁判
の結果を喜んでいるのである。

この裁判で取り上げられた問題は、単に、笹川良一の戦犯としての過去を喚起する修飾句の使用が名誉
と評判を毀損するかということではなかった。肝心なのは、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネが「A 級
戦犯の名」と書くにあたって、十分な根拠を持っていたか、フランス共和国がこの名を冠した財団と結
びつくことは遺憾であると公に正当に述べることができたかであった。

裁判所は明確に肯定の回答を出し、「この件では名誉毀損の性格は認められない」と結論している。情
報の公開を重視する財団はおそらく、裁判所の判決文全文をそのサイトで公表し、誰もがその意味と帰
結を判断できるよう配慮することであろう。